

広島市まちづくり要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の特性に応じた市民主体の活力ある安全で住みよいまちづくりを推進し、広島市の個性豊かで美しい都市環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住民等と市の協力のもとに行われる道路、公園等の公共施設及び建築物その他の工作物の整備、緑化並びに土地等の利用に関する計画等の作成とその実現をいう。
- (2) 住民等 まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。
- (3) まちづくり活動団体 住民等又は住民等のほかまちづくりに関心を有する者により構成される活力ある安全で住みよいまちづくりを推進することを目的として活動する団体をいう。
- (4) まちづくり計画 次のいずれかの号に該当するまちづくりに関する計画をいう。
 - ① 地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号に定める計画）、建築協定（建築基準法第69条に定める建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定）、景観計画（景観法第8条に定める計画）、景観協定（景観法第81条第1項に定める良好な景観の形成に関する協定）及び緑地協定（都市緑地法第45条第1項に定める緑地の保全又は緑化に関する協定）
 - ② 敷地の共同化等による建築物の整備や良好な住宅供給
 - ③ 市街地再開発、土地区画整理等による地区の一体的整備
 - ④ 生活道路の改善等による地区の環境整備
 - ⑤ エリアマネジメント活動計画（広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第4条第1項に定める計画）
 - ⑥ その他地区レベルの具体的なまちづくりで市長が必要と認めるもの

(地区計画等)

第3条 まちづくり活動団体は、まちづくり計画に係る内容を、地区計画等として定めるように市長に要請することができる。

2 市長は、まちづくり活動団体の要請に応じて、まちづくり計画の内容のうち必要なものを地区計画等として定めることができる。

(まちづくりへの支援)

第4条 市長は、住民等から要請があった場合で必要と認めるときは、市職員によるまちづくり出前講座を行うことができる。

2 市長は、次の各号に該当するまちづくり活動団体に対して、申請があった場合で必要と認めるときは、アドバイザーの派遣、コンサルタントの派遣及び活動費の助成を行うことができる。

- (1) まちづくり計画を作成しようとするもの。
- (2) まちづくり計画の作成に際し、当該計画の対象となる区域を代表するもの。
- (3) 活動範囲が、一体的なまちづくりの必要性があり、かつ一団のまとまりのある区域であるもの。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に、改正前の広島市まちづくり要綱第3条の規定により認定したまちづくり協議会は、改正後の広島市まちづくり要綱第4条第2項に規定するまちづくり活動団体とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。